

# 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」における動画配信等を活用した活動の取扱いについて

文部科学省総合教育政策局  
地域学習推進課地域学校協働活動推進室

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用して、動画配信等を活用した地域学校協働活動を実施する場合の補助対象経費の考え方や留意事項については以下のとおりですので、取組を実施するに当たっての参考としてください。

なお、活動を行うに当たっては、地域学校協働活動は学校と地域が相互にパートナーとして行われる様々な活動であるため、地域学校協働本部と学校との間で、子供達や地域の学びにとって何が必要かをしっかり相談し、活動に対する認識を共有いただくことが大切です。

## 1. 補助対象となる経費の考え方について

動画配信等を活用した地域学校協働活動を実施する場合に特に想定される費用とその補助対象経費の考え方につきまして、以下の表を参考としてください。

<動画配信等を活用した地域学校協働活動に伴い発生する経費について>

	想定される費用	補助対象経費の考え方
謝金	動画の制作・配信に関わる者（地域学校協働活動推進員等、学習支援員、協働活動支援員、協働活動サポーター、講師等）	実際に活動を行った時間数に対し、規定以内の謝金単価を乗じた額が補助対象。 なお、活動時間については、活動に係る企画の検討、学校や地域の方等との連絡調整、実際の動画撮影時間等が考えられる。
通信運搬費	動画配信等に係るインターネット接続利用料や活動に伴うインターネットの通信料等	実際に地域学校協働活動に要した経費分のみ補助対象。
消耗品費	活動に必要となる備品を除く諸々の消耗品 ※備品の購入は放課後子供教室の新規開設には当たらないため対象外	対象となる活動に係り発生した費用のうち、個人に給する経費以外が補助対象。 ※本事業における備品については、備品1個当たりの金額が3万円未満のもの（ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合にはそれに準ずる）としているので、物品を購入する際には金額や会計規則等をよく確認してください。
雑役務費	動画配信に伴うシステムの契約料等	システムやHPの契約に関する費用や動画の撮影業務等の請負契約等が対象。

※その他、地域学校協働活動を実施するにあたって生じる費用の国庫補助については、実施要領等を確認の上、適切に算定すること。

## 2. 留意事項

- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、取組の実施に当たっては基本的な感染症対策を徹底するとともに、空間を広くとるなど、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けていただくよう御留意ください。
- 本事業において、国庫補助の対象とする取組は、「学校における働き方改革を踏まえた取組」と「地域における学習支援・体験活動等」となっていることから、活動を行う場合には、取組の趣旨を関係者間で共有するとともに、事業報告においては、このいずれに該当する活動なのか、各自治体において整理しておいてください。
- その他、費用の取扱いについて疑義がある場合には、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室地域学校協働事業係 03-6734-3260（直通）へお問い合わせください。